

ふくい

気をつけよう！
見守ろう！

の消費生活

高齢者等の消費者トラブル
見守りのポイント

近年、福井県消費生活センターに寄せられる相談のうち、約4割が高齢者の方からの相談です。県内において、高齢者が悪質業者の標的となっていることは明らかです。

高齢者の消費者トラブルの中には、高齢者の不安をあおり、判断能力の低下につけ込んで、不要で高額なものを売りつける悪質なもののほか、架空請求、オレオレ詐欺などの特殊詐欺があります。

このような高齢者の消費者トラブルを未然に防止するためには、高齢者ご本人が気をつけるだけでなく、ご家族をはじめ、周囲の方々が高齢者を見守ることも重要になってきます。

以下のような変化が見られた場合、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれている可能性があります。消費生活センターへの相談を勧めてください。また、高齢者ご本人からの相談が難しい場合は、周囲の方々が消費生活センターに連絡してください。

- ✓ 宅配便や郵便物が頻繁に届いている
- ✓ 見知らぬ業者がよく出入りしている
- ✓ 不自然なリフォームを繰り返している
- ✓ 明らかにお金に困っている様子が見られる
- ✓ 見慣れない商品や名刺、パンフレットがある
- ✓ 開けていない段ボール箱がたくさんある
- ✓ 同じような商品が必要以上にある



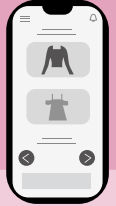
目次

- 便利なネット通販…でも、こんなトラブルが！ 2
- エシカル消費に取り組もう！ 3
- 着衣着火に御用心！ 4
- 10月10日は「転倒予防の日」、高齢者の転倒事故に注意！ 5
- 福井県消費生活センター 商品テスト業務のご紹介 6
- 物価高騰下での節約のすすめ／くらしの講座のご案内 7
- 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内 8

便利なネット通販…でも、こんなトラブルが！

事例 1

インターネット通販で洋服を注文してみた。しかし、届いた商品はイメージと違っていたため、これはクーリング・オフしたいが、できるか？



回答

インターネット通販ではクーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約があれば、特約に従います。返品不可といった特約がない場合は8日以内(商品を受け取った日を含む)であれば返品できますが、返品費用は消費者負担となります。



事例 2

「初回お試し価格500円」という化粧品を、インターネットショップで購入したが、1か月後、また商品が届いた。それで定期購入になっていると気づき、業者に解約したい旨の連絡をしたが、「発送日の10日前までに解約の申し出がないと解約できない」と言われた。2回目以降の商品価格は高額なため、早く解約したい。



回答

前述のとおり、ネット通販にはクーリングオフ制度はありません。いったん注文してしまうと、簡単に契約を解約することはできないので注意が必要です。このケースではサイトに定期購入であることや、解約条件が明記されていたので、事業者に連絡して3回目からの解約が可能です。ネット広告では「初回無料」、「お試し」などの情報が強調されていますが、安易に契約せずに、商品の総額や返品・解約条件をよく確認しましょう。

アドバイス

- ◆インターネット通販では、購入前に実物を見たり、試着したりできないため、イメージと違う、サイズが合わないなどのトラブルがよく起こります。また、注文時のサイトの注意書きをよく読まずに注文し、「返品・交換ができなかった」、「お試しのつもりで注文したのに定期購入になっていた」といったトラブルもあります。
- ◆通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品は各々のネットショップで決められた返品ルールに従った上で可能ですが、返品不可の表示がある場合は基本的に返品できないため注意が必要です。面倒でもネットショップの契約の詳細な内容や返品のルールについてよく確認してから申し込むようにしましょう。
- ◆特に、今年度からは成年年齢が引き下げられたため、18歳になった若者は「未成年取消権」が行使できません。インターネット上での様々な契約、高額な買い物は安易にキャンセルできないので注意が必要です。若者本人だけでなく、ご家族をはじめ、周囲の人々で若者を見守りましょう。

エシカル消費に取り組もう！

エシカルとは、「倫理的」という意味です。

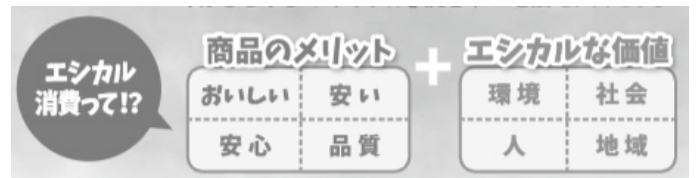
エシカル消費とは、環境や社会、人々、地域に配慮して、モノやサービスを買うことをいいます。

何だか難しそう？いえいえ、そんなことはありません！

環境に配慮した商品、途上国の誰かを支援することにつながる商品、地元の生産者がつくる農産物や商品などの購入が、自分以外の誰もが笑顔になれるエシカル消費なのです！

商品・サービスを購入する際には、「品質」や「価格」だけでなく、「何かのためになっているもの」を選んでみてください。

12 つくる責任
つかう責任



エシカル・チャレンジ2022

公式Instagramまたはツイッターをフォローして、「エシカル消費に関するクイズ」に答えよう。正解者の中から抽選で、エシカルな福井県産品(3,000円相当)をプレゼント！

開催期間・景品（各応募期間10名にプレゼント）

令和4年9月20日(火)～10月20日(木)

新米 いちほまれ（地域を応援する商品）

令和4年11月10日(木)～12月10日(土)

セルフ商品焼き菓子詰合せ

（社会貢献や人の支援につながる商品・地域を応援する商品）

令和5年1月5日(木)～2月5日(日)

Food Paper セット：廃野菜や果物から作られる和紙文具

（環境に配慮した商品・地域を応援する商品）

▼詳細・ご応募はこちらから



応募方法

- 1 公式Instagramまたはツイッターをフォローする
- 2 応募フォームからクイズの答え、必要情報を入力する

エシカルチャレンジ
公式Instagram



@ethical_fukui



エシカルチャレンジ
公式Twitter



@ethical_fukui



着衣着火に御用心! <全国で毎年約100人の方が亡くなっています!>

☑ 火に近づき過ぎない! 火力の調節、適切な服装で事故予防

料理中のコンロの火が袖口に燃え移るなど、何らかの火源から身に着けている衣類に着火する着衣着火により、全国で毎年約100人の方が亡くなっています。そのうち8割以上が65歳以上の高齢者です。

注意ポイント

- ①火に近づきすぎない。
- ②火力の調節とこまめな消火を心掛ける。
- ③服装に注意! 袖口や裾が広がっている衣服、ストールなど垂れ下がるものは、火を扱う際には身に着けないように。また、衣服の表面が毛羽立った素材は表面フラッシュにも注意が必要。



▼表面フラッシュ (イメージ)

万が一、着衣着火が起きたら、脱ぐ・叩く・水をかけるなどして早急に消火してください。やけどを負った場合はすぐに水で冷やし、医療機関を受診してください。

事例

コンロ使用中

- 上半身をかがめた際に、コンロの火が衣服に引火
- コンロの奥にある鍋を取ろうとした際に衣服の脇の下に引火
- 料理中にブラウスのひらひらした袖に引火
- 料理中にコンロに背を向けてテレビを見ていたところ背中に引火 など

動作や服装により、コンロの火に近づき過ぎたため衣服に着火。

また、火に直接あたっていないが、火から放射される熱により衣服に火が着くことがあるので、注意が必要。

仏壇のろうそく

- 供え物の花を替えようとしたところ衣服に着火
- 仏壇の掃除中に、ろうそくの火が袖に燃え移った など

ろうそくの火が灯った状態で、仏壇周りで手を伸ばすような動作により着衣着火する事故が発生。



日に直接触れていないが
そで口に着火

消毒用アルコール

- アルコールなど引火しやすい液体等による着衣着火 (火気により引火しやすいため、手指消毒等の際、消毒用アルコールが衣服に染み込んでしまうと、直後に火のそばに近づいた場合、衣服に着火する危険があります)



写真: 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。消毒用アルコールには危険物に該当するものもあり、取扱いを誤ると火災等を引き起こすおそれがあるので、十分な注意が必要です。

10月10日は「転倒予防の日」、高齢者の転倒事故に注意!

<転倒事故の約半数が住み慣れた自宅で発生しています>

★加齢に伴って、日常生活の中にも転倒事故のきっかけとなる危険性が高まってきます。住み慣れた自宅であっても、転倒予防のために以下のような点に注意しましょう。

- ① 個人に合った適度な運動を続け、体の運動機能の低下を防ぐ。
- ② ベッドから起き上がる時や、体勢を変えるときは慎重に。
- ③ 浴室や脱衣所には、滑り止めマットを敷く。
- ④ 段差のあるところや階段、玄関には、手すりや滑り止めを設置する。
- ⑤ 電源コードが通り道にこないように、電気製品を置く。



★転倒によるけがは、「頭」「顔・首」の「擦過傷、挫傷、打撲傷」が多くなっていますが、次いで「脚部」の「骨折」も多く、骨折をした場合は要入院となる高齢者が76%に上るなど、転倒事故によって深刻な状況を引き起こすことが分かりました。さらに、高齢者の自宅内での転倒事故には、下記のような特徴があります。



転倒事故の発生場所

- 浴室・脱衣所
- 庭・駐車場
- 階段
- ベッド・布団
- 玄関・勝手口

転倒事故の状況

- 滑る
- つまずく
- ぐらつく
- 引っ掛かる

転倒の主な原因



事例

- ①【浴室で滑った】自宅にて入浴中に足を滑らせて転倒し、バスタブで左脇腹を打撲した。
- ②【段差が見えにくくて】手すりにつかまって階段を下りて浴槽に入ろうとした際、足が届かず転倒し浴槽で溺れた。
- ③【ベッドからの移動時に】夜間、自宅のベッドからトイレに移動の際に誤って転倒し、大腿骨を骨折した。
- ④【玄関で踏み台に登っていて】玄関先で35cm程度の高さの踏み台に乗り、のれんを掛ける作業をしていたところ、踏み台がひっくり返り転倒し、受傷した。
- ⑤【階段でぐらついて】階段を降りている際に左足首をひねり、そのまま2、3段降りたところ、バランスを崩し、左側の手すりでも頭部を打撲した。
- ⑥【廊下で引っ掛かる】廊下から庭に下りようとした際、サッシに引っ掛かって転倒し、左手をつき左手首を骨折した。
- ⑦【駐車場でつまずく】駐車場の車止めにつまずいて転倒し、左後頭部の皮下出血と、右手首の骨折した。



福井県消費生活センター 商品テスト業務のご紹介

- 県消費生活センターでは、
 - ★苦情品の原因究明のためのテスト
 - ★市販品の価格や表示、品質等を調査し、その結果を消費者に情報提供する「試買テスト」
 - ★テスト機器を活用した“実習”と、消費トラブルについての知識を学ぶ“ミニ講義”を組合せた「実習型の消費者講座」
 - ★団体等への簡易テスト機器の貸出しを行っています。
商品に関する苦情・相談や、講座の申込み、機器の貸出しについて、お気軽にお問合せください。

非接触型体温計について試買テストを行いました

【対象品】

非接触型体温計 4 銘柄、非接触型温度計 1 銘柄 計 5 銘柄

(注) 体温計は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規定される「管理医療機器（クラスⅡ）」に該当し、製造・販売について同法の規制を受けます。
一方、温度計は同法の対象外です。

【テスト結果】

- 正しく測定するための注意事項としては、製品を測定する部屋の温度に慣らしてから使用すること、冷暖房機器の近く（測定部位が温まったり冷えたりした状態）で測定しないこと、飲食・運動・入浴などの直後に測定しないことなどがすべての銘柄で表示されていました。
- 実体温と対象品測定値との温度差を比較したところ、今回の調査では、体温計と温度計の種類の違いによる差は見られず、実体温との温度差は同程度でした。
- 屋外から室内へ移動したときなど、周囲の温度が大きく変動した状態で体温を測定する場合、10分程度安静に過ごす必要があることが確認できました。

【消費者へのアドバイス】

- 体温計で体温を正確に測定するためには、取扱説明書をよく読み、その内容に従うことが重要です。また、同じ時間帯・場所・体温計で定期的に測定して自身の「平熱」を知ること、発熱しているかどうかを判断しやすくなります。
- 非接触型温度計で測定した値は、体温ではなく表面温度なので、体温の目安値として使用する必要があります。



詳しくはホームページ(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/shibai03.html>)に掲載していますので、ぜひご覧ください。

物価高騰の下での節約のすすめ

食品保存編

- キャベツなどは芯をくり抜いて保存
キャベツやレタスは芯をくり抜いて濡れた紙を入れて冷蔵しておけば長持ち。
- 青菜類は新聞にくるんで保存する
法蓮草、小松菜などは軽く水を噴霧して新聞紙にくるんで冷蔵庫に入れておけば長持ち。
- モヤシは水を張ったボールで保存
いたみが早いモヤシ。水を張ったボールに入れて冷蔵庫で保存すれば新鮮さを保てる。

エアコン編

- フィルターの掃除
フィルターが汚れていると効率が落ちる。2週間に1回ほどで電気代の節約になる。

冷蔵庫編

- 適温の設定
「強」は「弱」に比べると約20%の電力消費量アップ。季節や食品の量に応じてこまめに適温を設定。
- ドアパッキン取り替え
冷蔵庫のドアのパッキンに名刺をはさんで落ちるようなら、取り替え時。扉に隙間があるとそれだけで消費電力が5%アップ

電子ジャー編

- 保温
電子ジャー炊飯器で7時間以上保温すると、新たにご飯を炊くのと同じ電力消費量になる。7時間以上になる場合には、残ったご飯を保温しておくより、冷凍・冷蔵保存するほうが得策。

受講者大募集!

くらしの講座

会場 福井県民生協 本部センター
(福井市開発5丁目1603)

※同所を拠点としたオンライン形式でも配信します

対象 一般県民

定員 各回30名(先着順)

参加費 無料

申込締切 各講座の3日前

専門家を講師に、最新の消費生活の問題について学びましょう!

開催日時	講座テーマ・講師
10月8日(土) 10:00~11:30	人生100年時代 知らないと損する!? 資産運用のメリット・デメリット 暮らしのマネープラン相談センター福井 所長 堂埜 聖氏 氏
10月28日(金) 18:30~20:00 トワイライトセミナー	あの手この手の消費者トラブル ~クイズで賢く学びま笑~ 消費生活専門相談員 中嶋 恵美 氏
11月12日(土) 10:00~11:30	キャッシュレス・デジタル社会の加速! 今さら聞けない新しいお金の流れと形、その付き合い方 株式会社優益FPオフィス代表取締役ファイナンシャルプランナー(CFP) 佐藤 益弘 氏

お申込み・お問合せ先

※「くらしの講座」は、福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

公益社団法人ふくい・くらしの研究所

〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地

[電話] 0776-52-0626 [URL] <https://www.kuranavi.jp/>

[受付時間] 平日9:00~18:00

消費生活トラブルに関する

専門家による相談会

無料

要予約

開設時間 / 14:00~16:00

10~12月の開設日

分野	令和4年10月		令和4年11月		令和4年12月	
福井弁護士会 (法律)	5日(水)	県消費生活センター	1日(火)	県消費生活センター	6日(火)	県消費生活センター
	13日(木)	県嶺南消費生活センター	10日(木)	県嶺南消費生活センター	8日(木)	敦賀市消費生活センター (0770-22-8115)
	18日(火)	勝山市消費者センター (0779-88-8103)	16日(水)	県消費生活センター	21日(水)	県消費生活センター
司法書士(法律)	27日(木)	県嶺南消費生活センター	24日(木)	県嶺南消費生活センター	22日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・嶺南の消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間 / 9:00~17:00 (祝日・年末年始は休館)

※嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館日です

オンラインでも受け付けています
(事前申し込みが必要です)。



ホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

福井県 消費生活 検索



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン

い や や
1 8 8

局番なし

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい
ツイッター

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてくだ
さい。

発行日 / 令和4年9月